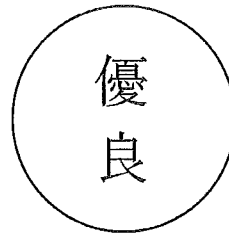


横浜市資事指令第1032号
令和5年11月1日

許可番号 第05620020263号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市旭区上川井町2046番地13-2階C

氏名 株式会社 池田商店
代表取締役 岸上 章男 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

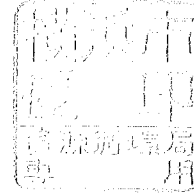
横浜市長 山中竹春

許可の年月日

令和5年11月1日

許可の有効年月日

令和12年10月31日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類 以上3種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市旭区上川井町2446外6筆及び移動式

処理施設の概要

(1) 破碎1施設 1基 (297t/日)

設置年月日：平成4年1月1日 許可年月日：平成13年2月1日

許可番号：810009

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類 以上3種類

(2) 破碎2施設 1基 (675t/日)

設置年月日：平成4年1月1日 許可年月日：平成13年2月1日

許可番号：810008

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類 以上3種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物等の保管量は7,089m³以内とし、高さは3.75m以下とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年1月1日 新規許可

令和5年11月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。